

近世日向灘沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易（1）

—高鍋藩史料を中心にみた東九州の沿海防備体制—

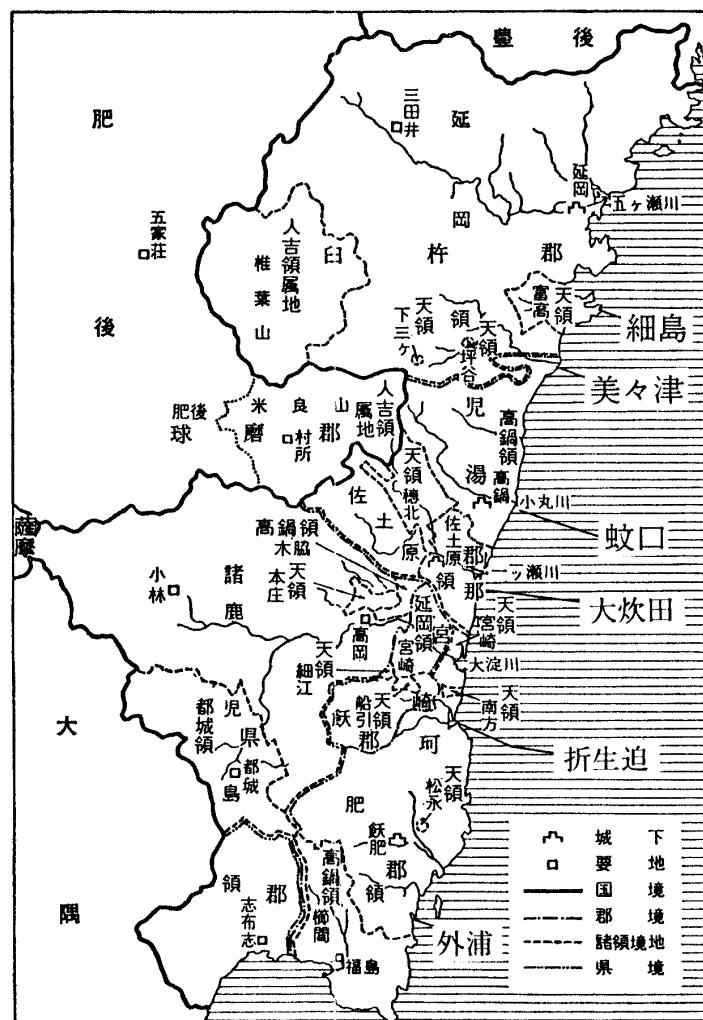
黒木國泰

はじめに

近世日向灘沿岸に漂着した唐船と琉球船についての事例を、できるだけ網羅的に、史料に基づいて具体的に明らかにするのが、小稿の第一の目的である。さらには鎖国体制のもとで、幕府一長崎奉行が、日向各藩に命じて漂着唐船・琉球船発見から漂着船・民を護送させるまでの一連の管理統制システムを、どの様につくり上げていたのかを明らかにしたい。かつまた、その網をかいくぐっての密貿易について論じることにする。

そのために、高鍋藩に着目した。というのは高鍋藩の領域を海岸線でみると、現在の高鍋町を城下とし、北は美々津、南は一つ瀬川北岸の新富町まで。さらに飛び地の日向国南端の串間市（福島）を含む。したがって、隣藩情報の収集義務を考慮すると、高鍋藩は、ほぼ日向灘全域の海防にかかわらざるを得ない立場におかれていった。そのため、高鍋藩の記録には、本藩および日向諸藩のみならず、薩摩藩・大分等への漂着記録も見えるのである。

幸いなことに、高鍋藩の記録「本藩実録」「拾遺本藩実録」「続本藩実録」「続々本藩実録」「藩尾録」が、幕藩体制期～明治初年までを通して完備している。さらに、このうち「続本藩実録」までは、野口逸三郎氏・石川正雄氏外が、



近世日向灘沿岸漂着唐船関係地図
日高次吉『宮崎県の歴史』(山川出版社、1970年)附図に加筆

諸本を校訂して、宮崎県立図書館から刊行している。以下の4冊である。¹⁾

- (1) 『宮崎県史料 第1卷高鍋藩 本藩実録』
(宮崎県立図書館, 1975年)
- (2) 『宮崎県史料 第2卷高鍋藩 拾遺本藩実録』
(宮崎県立図書館, 1976年)
- (3) 『宮崎県史料 第3卷高鍋藩 続本藩実録(上)』
(宮崎県立図書館, 1977年)
- (4) 『宮崎県史料 第4卷高鍋藩 続本藩実録(下)』
(宮崎県立図書館, 1978年)

なお「続々本藩実録」と「藩尾録」は、未刊行である。

いずれも藩の公的記録をベースに、家老クラスの藩臣の記録によった編年記録である。したがって、唐船漂着という重大事を書き漏らさずに網羅している。とともにその内容についても信憑性が高いとみてよい。それぞれについて、編者・完成年等について記すと、「本藩実録」は、藩校・明倫堂教授の大塚觀瀬の編。寛政9年(1797)に成っている。全7巻でその内容は、秋月氏始祖より6代種美まで宝暦10年(1760)までを記す。

次の「拾遺本藩実録」は書名の通り、「本藩実録」の闕を補うものである。明倫堂教授横尾敬の編。慶応3年になる。全11巻。貞享元年から宝暦10年まで。「續本藩実録」は、藩命により同じく横尾敬が編纂。慶応元年になる。「本藩実録」を継ぐ宝暦11年から第10代種殷の安政元年まで、94年間の編年記録である。

小稿では、この高鍋藩の記録のなかから、漂着唐船及び漂着琉球船に関わる海事史料を抜き出し、年月を追って検討したい。さらには、佐土原藩・延岡藩などの藩庁記録、及び『通航一覧』『華異変態』等の幕府史料を援用することによって、より多面的・客観的に、個別漂着船への具体的な対処を貫く日向灘沿岸の海防体制のあり方を明らかにしたい。ただし小稿(1)では、紙幅の都合上、18世紀初・元禄年間までを掲載する。したがって、内容的にも琉球船と密貿易については、(2)で論じることになる。

なお、抜き書きするに当たり、漢数字をアラビア数字に変更した。句点は黒木の読みである。変体仮名は、便宜上カタカナ表記とする。判読不能の場合でも、推測できる場合は<>により記入する。また、宝暦10年までは、「拾遺本藩実録」からの引用については「拾遺」と記す。「本藩実録」については特記しない。宝暦11年から後は、「續本藩実録」による。

1. 近世初頭漂着唐船

ここでは寛永年間のキリスト教にかかわる記録、とりわけ17年の福島に遠見番所が設けられたこと。及び同20年の失態等が注目される。

慶長14年(1609) 6月 蚊口浦へ唐船漂着

- 18年 6月 福嶋へ唐船漂着
- 元和4年（1637） 美々津江唐船着岸，寺町孫（弥力）平次唐人ト喧嘩，唐人切殺，孫平次被誅
- 寛永14年（1637）7月9日福嶋崎田村百姓善四郎，イタリヤ国伴天連召捕，泥谷監物・入江角右衛門召連，長崎奉行所へ相渡，善四郎御褒美トシテ御定之銀子被下也，併内々入用銀多有之
- 寛永17年（1640） 吉利支丹之義，嚴敷被仰出，福嶋（一書ニ御領内）始テ遠見番所被差置候
この前年の寛永16年7月のポルトガル人追放令をうけて，17年に幕府はマカオからの使者を切り捨てた。そのため、ポルトガルの報復をおそれた幕府は、全国津々浦々に遠見番所を設けさせ、沿岸の警備を厳重にしたのである。そのようななかで、高鍋藩に対しても、キリストンに対する取り締まりを厳重にすることと、遠見番所を置くことが命じられたわけである。
- 寛永20年（1643）正月27日福嶋へ唐船漂着，翌日種春公御出馬，福嶋へ御越
この年、福嶋代官入江角右衛門が人質をおかぬまま、唐船逃亡につき、5月26日に江戸で切腹。
- 天和2年（1682）7月28日延岡領赤水唐船着岸，タカラヅク東寧〔台湾〕商船，例年長崎へ参船，風ニ被離由，長30尋深サ5尋横6尋，水守（主）68人，通詞有
天和2年漂着船は、鄭氏（鄭克塽）の船団の一艘である。長崎貿易に来航の唐人からの口書録（風説書）の集成である『華異変態』をみると、上巻、同年8月27日貳拾四番東寧船之唐人共申口に、本船は薩摩に漂着の後、長崎に入津。東寧船は、10艘で日本に向けて出航のうち、2艘が日向に漂着と報告される。1艘は王鼎官の船で行方知れず。別の1艘が、同じく9月26日貳拾六番東寧船之唐人共申口に、「7月28日に日向之内、あかみづと申所江漂着仕申候」とあり、延岡藩領赤水に漂着した本船が、長崎に回送されたことを知る。この翌年1683年に台湾の鄭氏が降伏し、翌84年に清朝が展海令を出したので、長崎入港の唐船が激増した。そのため国内からの金銀の流出を恐れた幕府は、貞享令（1685年）を出し、唐船は貿易額を銀6000貫目に制限した。そこで積み戻りの船が漂着船を装って、密貿易を行った。のみならず、長崎入港の前に五島列島・天草・薩摩等に偽装「漂着」、ないしは難風にあい船荷を投げ捨てた等の口実で、長崎入港前に密貿易を行ったと判断できる事例が多い。²⁾したがって、幕府はこの頃から密貿易の取締りを厳重にしたわけである。
- そのような時期、貞享4年（1687）正月17日に高鍋藩からの問い合わせに対して、高鍋藩の長崎用達商人の糸屋五郎右衛門を介して長崎奉行による漂着唐船回送規定が届く。この規定は密貿易防止対策が中心になっている。³⁾

2. 平田漂着唐船

元禄2年高鍋藩領の今日の川南町平田浜に漂着し難破した唐船については、「本藩実録」には、漂着した日の7月16日の条に、長崎送りの事までがまとめて記してある。⁴⁾
元禄2年（1689）7月16日に、
平田浜へ唐船漂着、長サ25間、15日ヨリ大風甚雨ニ而破船、死人5人、其外船頭水主63人浜へ

揚り候、依之〔家老〕手塚刑部左衛門・隈江五郎左衛門、其外人数大勢指越為注進、長崎へ坂田喜右衛門、江戸へ神代加平次指越ス、其後小屋掛、入置荷物等段々相改、長崎へ船ニ而送遣ス○荷形船十七端帆1艘、唐人63人荷物積込、中小姓徒士足輕乗組○倒竜丸手塚刑部左衛門○勝行丸隈江五郎左衛門○好丸千手次郎兵衛、小早式艘○飛船水取手間中小姓徒士足輕小人人足都合人数337人、外ニ唐人63人、船数大小7艘、弓16張、鉄炮32挺、長柄20筋、諸船ニ乗とある。この様に「本藩実録」には要約されているけれど、次の「拾遺本藩実録」に、やや詳しい記録が見える。また、後に引く佐土原藩府記録とあわせて、平田浜漂着船をめぐっての情報のやりとりに視点をおいてみていきたい。

元禄2年7月17日（11月29日まで「拾遺」）

昨16日平田浜1丁程沖へ唐船漂着破船、死人15人、陸へ上り候者63人、為支配手塚刑部左衛門・隈江五郎左衛門・黒水義（儀）太夫、番人梶仁之平・沢辺団右衛門・泥谷貞右衛門・篠原浅右衛門・森八内・馬渡新助・香月卯右衛門、唐船船頭彩士と申もの為筆談海桃被遣○同夜小坂六郎左衛門も差越○漂着之義ニ付、佐土原ヨリ御使者來ル

19日坂田喜左（右）衛門、長崎へ被遣アガタ○県・飫肥・清武より飛脚來ル

唐船が漂着した翌日17日に、隣藩の佐土原藩島津氏からの使者が到着した。さらに19日には、延岡藩と飫肥・清武の共に伊東氏飫肥藩からの飛脚が来ている。いったい何故であろうか。それは高鍋藩からの情報を求めてのことであり、のちの佐土原藩史料に見えるとおり、隣藩にも長崎への報告が強制されていたからである。

同じ漂着船について、上記の通り「本藩実録」と「拾遺本藩実録」との間に溺死者の人数の違いがある。刊本では、「本藩実録」の5人を探っているけれど、『華異変態』同年8月16日高州出し船日向に而破船仕候唐人共申口に、もと78人乗組であり、「15人溺死ひろい上げ申候尸骸5人に而御座候」とあるので、やはり15人が溺死したとみるべきである。後に引く佐土原藩府日記にも死人15人とある。ただし埋葬された死骸は5体であった。つまり「拾遺本藩実録」の方が、原史料に忠実である。横尾氏が「拾遺」を編纂した所以であろう。

元禄2年7月21日山田助之進・小田藤兵衛為唐船見聞被遣

22日伊倉唐人居処、為見廻殿様御出馬

26日唐船之義、首尾好御勤之為、伊勢へ御代參御立願、此元比木初諸社へ御立願御名代被遣

22日には、藩主秋月種政みずから唐人を見回りに出馬する。26日には唐船の事を首尾よく勤め終えるように、藩主の名代が伊勢神宮と、地元の比木神社等に願をかけに派遣されている。緊迫した様子が伺える。長崎護送を無事に終えたのち、11月29日にはお礼参りをすませている。

3. 佐土原藩庁記録に見える平田漂着唐船

平田浜漂着唐船については、幸いにも南隣の佐土原藩の藩庁日記⁵⁾のなかに、高鍋藩とのやりとり書簡の写し等の詳しい記録がある。本日記の記載内容は、全体的には「形式的で具体性に乏しい」⁶⁾にもかかわらず、隣藩漂着唐船に対して非常な関心をもって記録している。したがって、本史料から、唐船漂着地の隣藩が、いわば他人ごとではなかったことが知れる。

元禄2年7月17日

一高鍋領平田沖ニ而、唐船致破損候通風説有之付、為聞合、町奉行ヨリ町人両人高鍋江差越

漂着の翌日の17日に、唐船難破の風説あるにより、町奉行が町人2人を情報収集のため、高鍋に派遣する。

一右同断付、秋月長門守〔種政〕様江為御見廻御状、并御使者向井伝大夫被仰付、今晚差越、但先刻為聞合参候町人、道ニ而参合相尋、弥実正ニ而有之候得者、可差越由、被仰付之御状之写

猶以異国船於漂着者、委曲御返事被仰聞可被下候、以上

一筆啓上候、然者御領内之海辺江異国船致漂着候様、只今伝承候、必定ニ而御座候ハ、可為御心遣と致推察候、御見舞旁不取敢如斯御座候、委曲使者口上申含候、恐惶謹言

7月17日

御名判

秋月長門守様人々御中

先刻派遣の町人からの情報で、唐船漂着の風聞が事実であると判明したので、17日の夕刻には、佐土原藩からの公式の使者が出された。その高鍋藩主宛書簡には、異国船漂着の伝聞が真実であるならば、その旨を当藩にお知らせくださいるように御心遣いなされるべきであるとし、高鍋藩に対して情報を通知せよとの要求をしている。すなわち、異国船漂着については、漂着地当該藩に対して、隣藩が詳しい情報を取得する権利をもっていたことが読みとれる。

18日

一高鍋江唐船破損候儀、為聞合、夜前差越候町人罷帰候、唐船商壳船1艘、平田沖ニ而致破損候通申来由、町奉行ヨリ月番渋谷宇右衛門江相達之

一高鍋御家老衆ヨリ御家老中迄、異国船破損付飛札到来之

一筆致啓上候、然者一昨16日当領城下ヨリ2里程上之口、平田と申在所平浜ニ唐船1艘致漂着候、15日之夜ヨリ甚風雨、故川洪水ニ而船之越も無之、注進申来儀不叶、昨日已刻漸令承知候、湊無之所、波あらく、陸ヨリ1町程沖ニ乗すべ、甚風雨大波、故段々船迄打寄せ致破損船、唐人60人余、陸江あかり申候、死人も10人余有之由、積荷船具并死骸浜江段々寄申候、風ニ隨御領内へも自然荷物船具死骸等流寄申儀、可有御座と存候付、御案内申入候、若御領内江寄候者、被仰聞可被下候、為其如斯御座候、恐惶謹言

7月18日

渋（泥）谷次大夫

山田助之進

渋谷宇右衛門様

樺山主馬様

浅山治右衛門様

翌18日には、高鍋藩の家老から佐土原藩の家老宛の書簡が届いている。15日の夜からの風雨がひどく、小丸川が洪水で渡河できないために、17日前10時頃になって、ようやく情報を得たという。『拾遺本藩実録』が17日にはじめて昨日の事として漂着船の事を記しているのは、確かにその通りであったのだろう。いずれにせよ、高鍋藩は隠してしていないことを説明する必要があったと判断できる。さらには佐土原藩海浜にも積荷物・船具・死骸が流れ寄せることも考えられるので、その折には高鍋に連絡するように求めている。

・右返札の写

貴札致拝見候、(以下省略)

ここに省略した佐土原藩からの返書には、おうむ返しに事実を再確認した後に、藩主島津久寿に伝えたこと。高鍋藩が取り込み中にもかかわらず、漂着唐船情報を早々に届けたことにつき、お礼を述べている。

さらに17日に高鍋に派遣した使者の向井伝大夫が、翌18日付の高鍋藩主・秋月氏から佐土原藩主・島津氏宛の返書を持ち帰っている。下記の通り。

・高鍋江為御使者差越候、向井伝大夫帰着御報持參、御報之写

追而様子委細承届、重而自是可申入候以上

御使札致拝見候、如仰一昨16日、領内城下ヨリ2里上之口、平田と申在所江、唐船1艘漂着申候、然共去15日之夜ヨリ、甚風雨大風ニ而小丸川洪水、船渡無之、昨17日巳上刻、右之段平田ヨリ注進申来候、依之江戸長崎江も承懸注進申上候、尤大風大波ニ而唐船致破損、唐人60人余陸江上り申候、当分賄等申付召置候、右之趣早々御知せ可申入儀存候得共、御察之通取込及延引候、被入御念為御見廻、早速預御使札、別而忝存候、恐惶謹言

7月18日 秋月長門守

嶋津式部少輔様御報

ここには、家老からの前の書簡にはない情報が見える。すなわち、江戸・長崎への報告をしたこと。さらには、下線部の様に、高鍋藩は、漂着唐船の情報を早々に隣藩の佐土原藩に知らせなければならなかつたのに、取り込みのため隣藩為知が延引してしまったことを詫びている。次に見えるとおり、この高鍋藩主の書簡を受けて、佐土原藩は隣藩であるにもかかわらず、唐船漂着について江戸に飛脚を出している。

・江戸江飛脚草葉左太右衛門・大塚加左衛門今晚發足、是高鍋御領平田沖ニ而異国船破損候儀被仰遣付、船中道中大急參候也

・・・昨16日大風洪水之儀、右飛脚同前ニ江戸江被仰遣之

高鍋からの公的情報を入手次第、その日の内に飛脚を出している。その際、大風洪水のために、高鍋からの情報入手が遅れたことを、併せて報告させている。というのは、佐土原藩自身にとって

も、江戸への報告が遅れたことの言い訳でもある。ここに注目したい。

一長崎御奉行宮城主殿〔和澄〕様川口源左衛門〔宗恒〕様江異国船破損付、御飛札被遣之、彼地御用聞田中太兵衛江、御家老中ヨリ書状被遣之、飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛發足、右御状写
 一筆致啓上候、然者一昨16日、秋月長門守領平田と申所之平浜江、唐船1艘致漂着候、折節風雨甚敷御座候而、大浪故彼唐船致破損候、唐人60人余陸江上り申候、其外死人も10人余御座候、積荷物等船具并死骸漸々平田之浜江寄来候様子、可為商船之由伝承候、如何様長門守方ヨリ委曲可被申上候得共、右之段不取敢以飛札如斯御座候、恐惶謹言

7月18日

御名判

宮城主殿様

川口源左衛門様人々御中

同じく18日に、長崎奉行への飛脚を出している。ただし佐土原藩の長崎御用聞・田中太兵衛を通しての長崎奉行への書簡と見える。内容は高鍋秋月氏から詳しい報告があろうけれど、とりあえず報告するとの口上である。長崎奉行は、漂着の当該藩からの報告の中身と隣藩からの情報を照らし合わせて、嘘偽りが無いかを判断したものと推察できる。

一鹿児島御家老中江、右破損船之儀付、殿様ヨリ御書被遣之、并御家老中ヨリも書状被進之飛脚

一伊東出雲守〔祐実〕様江右同断付、為御注進飛札被遣之、飛脚中嶋蔵之助

江戸・長崎だけでなく宗藩鹿児島、さらには南の飫肥藩・伊東氏にまで飛脚を出している。

一右唐船破船付、御領内高鍋境ヨリ宮崎境目迄、浜辺江浮荷物唐人死骸等自然流來候者、如在ニ仕間敷由、郡奉行御船奉行江被仰渡之、御船所役人壱人浜江差越為検者、歩行御目付谷山源右衛門・橋口佐兵衛・金丸分平差越

また、佐土原藩領の海浜に、漂着唐船の浮荷物や唐人の死骸等が流れ着いていないかを郡奉行・御船奉行に命じて探索させた。

20日に、秋月藩主から佐土原藩主宛の書簡がある。

一秋月長門守様ヨリ御飛札到来之、并唐船破損付、積荷物等船主書記差出候由ニ而、右之写1通被遣之

御状之写

追而先日者、被入御念為御見舞、早々預御使「者別而忝存候已上：下書本」

一筆致啓上候、弥御堅固珍重存候、然者一昨18日御返報申入候之通、私領内平田村江漂着唐船大波ニテ致破船、唐人63人陸江上り、15人溺死有之由、唐人申候、死骸1人寄申候残14人、今

朝迄者相見不申候，彼唐人国所・長崎商売之積荷等之書付，船主差出候間，写懸御日候，船者
舳の方四五間程残，余者微塵碎申候，荷物乱船具等段々揚申候，上り候唐人者，平田村百姓之家明させ入置，無恙罷在「候，右：下書本」之段，江戸長崎江も注進申上候，長崎ヨリ<之>
御差図次第，諸事可申付「と：下書本」存候，恐惶謹言

7月20日 秋月長門守

嶋津式部少輔様人々御中

ここでは新たな情報として、人数の確定がある。すなわち唐人63人が上陸し、15人が溺死。ただし20日朝現在では、死骸は1体打ち上げられたのみであること。また、唐人の国所・積荷等についての船主が記した書付けの写しを添付していること。3つめに唐船と唐人の現況。4つめに以上のことを、江戸・長崎にすでに届出したこと。長崎奉行からの指図にしたがって、長崎回送等の諸事を命じるつもりであることを述べている。

一破損船主彩士差出候書付写

廣東高州第壹号船船主彩士，在本港5月21日開駕，往長崎貿易，於6月20日見山不知何處開頭向東駛，數日無山，遇東風又向西北駛，至7月15日見山又不知何地，及16早東北風大作湧，大迫山不得頭開，本船慘遭打破貨物，隨風飄上山辺，本船原共78人内15人被湧淹死，63人浮水上山求命，懇乞引至長崎，沾恩万代

原裝貨物開報

一白糖4拾万斤	一八糸綬5百端
一蘇木6万斤	一閃綬1百端
一白鉛6万斤	一各色綾5百端
一牛皮3百領	一丁香（子）1千斤
一各種薬材4万斤	一冰片4拾斤
一藤糸2千斤	一白調（紬）2百端
一冷飯頭3万斤	一糸線5百斤
一円眼1百箱	一白凡1万斤
一冰糖3万斤	一良恙1万斤

以上各貨隨風飄在上下山辺，唐船之船主彩士自筆之写

高鍋藩は、唐人からの漂着にいたる経緯と積荷の記録の写しを、隣藩佐土原藩に届けている。

すなわち本漂着船が広東省高州第一号船（船籍ではなく高州からの1号船の意），船主は許彩士（『華夷変態』）であること。高州の港を5月21日に出航し、長崎に向かった。6月20日に陸地を見失い、東へ向かった。数日陸地を発見できず、東風にあい、また西北に向かって航行した。7月15日によくやく陸地を発見したけれど、どこの土地かは不明であった。16日朝に、強い東北風が起これり、浅瀬に乗りあげて操舵不能となり、船が破損し積荷も流されてしまった。本船には、78人の乗員がいたうちの15人が溺死し、残りの63人は上陸して助かった。長崎に護送して頂きたいと懇願している。

積荷は東南アジア産染料の蘇木（すおう）や唐船の底荷となる大量の白糖・冰糖等の台湾産砂糖、数種類の生糸・絹織物商品。さらには良恙ほかの薬材など、同時期の広東船の積荷記録と比べても

多種かつ多量である。⁷⁾ ところで積荷の品目・数量については、高鍋藩の『元禄二年万覚』と比べると、括弧に記した2文字の違いだけであり、ほぼ正確に佐土原藩に情報が伝わっている。

次に、高鍋藩からの書簡の事実を確認する返書がある。やや冗漫ではあるけれど、掲載する。ただし、唐船主書簡にある本船が広東高州船であること、積荷情報等の内容には触れていない。

一右御返札之写

猶以先日以使者御見廻申入候御礼、被仰聞御懃懃之至存候以上

貴札致拝見候、貴様愈御堅固之由珍重存候、然者一昨日御報被仰聞候通、御領平田村江漂着之唐船大波ニ而到破損、唐人63人陸江上り、15人溺死之者有之由、唐人之死骸1人寄来候而、残14人今朝迄見得不申候、彼船主差出候国所并荷物之書付写被下令拝見候、且又破船舳之方四五間程残、余者微塵碎荷物船具等段々上申候、唐人者平田村百姓之家を明させ被入置、無恙罷在候由、右之趣江戸長崎江御注進被成候間、長崎ヨリ之御差団次第、諸事可被仰付候由御尤存候、御繁多之節、委細預示、被入御念候段忝存候、恐惶謹言

7月20日

御名判

秋月長門守様御報

21日に

一去18日浜辺江差越候歩行御目付谷山源右衛門・橋口佐兵衛・金丸分平罷帰、唐人死骸并荷物等一も上り不申候、死骸1人浜辺江有之候得共、日本人死骸相究候、其外少も別条無御座候通、御家老中江相達之

18日から海浜沿岸に唐人の死骸・積荷が打ち上げられていないかを探索していた3名が帰還し、唐船に関する物は何も発見できなかった旨報告があった。

28日に23日付長崎奉行からの返書が届いている。

一長崎江差越候飛脚宮田市郎兵衛・成合平兵衛帰着、御報持参之、御報之写

去18日之御飛札、今日到来致拝見候、然者秋月長門守殿領内平田と申所之平浜江唐船壹艘致漂着候、折節甚敷風雨ニ付、致破船唐人60人余陸江上候、其外死人も10人余御座候、積荷物舟具等并死骸、漸彼浜江寄来候様子、可為商船之由、被及聞召候旨承届候、如仰從長門守殿、昨日有增申來候、恐惶謹言

7月23日

宮城主殿 在判

川口源左衛門 在判

嶋津式部少輔様貴報

この長崎奉行からの佐土原藩への返書には、佐土原藩からの18日付けの飛札が23日に到着していること。漂着唐船・唐人概要の確認。さらに高鍋藩からは、昨日22日に報告が届いていることも付言している。このように長崎奉行と漂着地の藩と（複数の）隣藩との情報交換が、すみやかに行われていたのである。

8月2日に

一高鍋御家老中ヨリ此方御家老中江飛札到来之，則返事有之，右書状写（原書記録ナシ）

3日に

一高鍋御家老中江，先月彼御領内平田浜ニ而，異国船令破損付，則為御見舞，御家老中ヨリ飛札被遣之，飛脚前田助左衛門

2日3日に高鍋からの飛札と，それに対する佐土原藩からのお見舞いの飛札が出されているけれど，内容は記されない。

4日に

一高鍋江昨晚差越候飛脚前田助左衛門帰着，先月於彼御方令破船候唐人并船具，今日船ニ而，長崎之様〔ニ〕御送被成候由申来之

5日に

一秋月長門守〔種政〕様江，先月彼御領内平田浜ニ而令破船候異国人并船具等，昨4日長崎之様ニ船ニ而御送被成候由申来候付，為御見舞御飛札被遣之，飛脚南条藏左衛門

一高鍋江差越候飛脚帰着，御報持參

4日に佐土原藩からの飛脚の返りの便で，高鍋藩から唐人・船具等を船で長崎に送ったとの報告を受けた。翌5日，御見舞いの飛札を遣わした。隣藩の佐土原藩としては，長崎護送の出発までは強い関心をもって頻繁に情報交換をしているけれど，出発した後は記録が見えない。唐船・唐人が隣藩にいる間は，情報を入手しておく義務があったと理解しておきたい。

ちなみに，さきに糸屋を通して入手した長崎奉行の規定にしたがって，長崎回送の路程は，薩摩領海を避けての，遠まわりの豊後水道—関門海峡をとおる左周りのルートをとっている。

4. 再び高鍋藩「拾遺本藩実録」による平田漂着唐船

8月朔日坂田喜左（右）衛門，長崎ヨリ帰ル，唐人并荷物船かす迄送り被遣候様，御差図之由

長崎奉行に報告し，命令を受けるために7月19日に派遣されていた坂田喜右衛門が，8月1日に帰着した。

4日唐人平田出立，美々津ヘ参ル

5日唐人乗船出船，唐船大帆柱其外船かす積廻し，唐船乱道具積船6艘

6日唐船出船，御老中へ御届飛脚被差立

24日隈江五郎左衛門，初長崎ヨリ罷帰

25日唐人死骸5ツ，塩漬ニ而平田高き所，並埋被仰付，引導海桃外ニ出家兩人

26日堤友之丞，唐人并荷物引渡相済ニ付，御使者長崎ヘ被遣

佐土原藩府記録には、4日に長崎出航があるが、実は平田から陸路で美々津に移動し乗船したけれど、出航は翌日5日のことであった。護送の事が無事終わったのちに、再び長崎に使者が出されているのは、無事帰着の報告と併せて享保2年8月16日の事例よりすると、奉行に対するお礼の使いであろう。なお、唐人の死骸5体は、後の証拠となるように塩漬けにして平田浜の西の高台に埋葬した。

27日唐人並同断ニ付、梶仁之平江戸へ御使者として出立

28日長崎送り帰船、手塚刑部左衛門・黒水義（儀）太夫帰宅

9月11日唐人之事ニ付、皆苦勞致候、氣ほふ（放）し、御茶屋ニ而家老中并河野七郎兵衛・隈江五郎左衛門・黒水義（儀）太夫御振廻（舞）昼前ヨリ差越、御茶御料理相済、船ニ乗川呉座（川御座：屋形船）ニ而御馳走、夜帰ル

11月29日伊勢北野八幡御代参、唐船漂着の節、御立願御成就之為、中元寺弥次右衛門被差遣

27日には、唐人等を無事に長崎に送り届けたことを幕府に報告している。かくして長崎護送の件が一段落したので、苦勞をねぎらう宴会を開いている。また大願成就の御礼参りの使者を伊勢に派遣した。

なお45年後の享保20年に、平田漂着船の金属屑を取り上げる許可が、江戸町奉行から下りている。高鍋町の商人の岩村某が、江戸浅草の高久某と組んでの事業であった。⁸⁾

5. 福島漂着の唐物

元禄8年（1695）7月24日福嶋藤村之川岸ニ而唐流物29百姓見出シ、郡代泥谷与五兵衛ヨリ差上ル唐物の漂流物29が、福嶋郡代から届けられた。密貿易の唐貨と推察できる。

6. 内之浦漂着唐船一隣家聞合

元禄12年（1699）8月20日隅州内浦へ唐船1艘漂着、人数70人、隣家聞合、長崎江戸へ届有之

薩摩領内の内之浦の漂着唐船についての情報を、高鍋藩は「隣家聞合」の権利・義務として入手し、得られた情報を長崎・江戸に届けている。一方、漂着地の藩は隣藩にすみやかに報告（隣藩為知）する義務があった。

7. 美々津番頭（番代）勤方心得と天領細島漂着船の取扱一日向北部の海防

元禄8年（1695）5月25日に、幕府は、天領の細島に漂着の唐船の支配を高鍋藩に命じた。⁹⁾そこで、高鍋藩は美々津番代に対して、日向北部沿岸の海防を命じた。とくに唐船漂流・漂着に対する

る具体的な差配の内容については、武末清兵衛が美々津番代として派遣されるについて、仰せ渡された条目 26 条の控えの中に、漂流・漂着唐船の処置に関する詳しい記事がみえる。原文を紹介し、大意を記したい。

元禄14年（1701）5月（拾遺）

武末清兵衛美々津へ被遣ニ付、被仰渡条目之覚、一①細嶋ニ唐船漂着之節ハ、彼地御役所より可相達候間、家来差出番人番船等相添、長崎奉行所へ可送越候由、去ル亥年従御老中様、以御奉書被仰付置候、存此旨、左様之節ハ清兵衛早速細嶋へ差越、細嶋手代衆ニ諸事申談、三ツ之内二ツハ彼方申分相用候様、可心得事、高鍋より差越候人数同前可致支配、美々津ヨリ船廻り候共、不足之時ハ細嶋船借可申、美々津より船廻り不申日和ニ候ハ、猶以之事、尤早速高鍋へ可致注進事、一②唐船美々津細嶋辺之洋中ニ漂流候ハ、掛留申船歟又ハ何方ヘモ乗り廻り候船相見候歟、得と可致見分候、何之道美々津ヨリ船を数艘乗出し様見合、支配人より下知を可相待候、雖然海上ニ而之見合せ、時之宜敷ニしたかふへき事、唐船碇を入候歟、又ハ湊ニたより、地方を頼之様子ニ候ハ、其通りニ近き湊ニ引入可申候、吟味可在之事、一③唐船何方可参も不相知、上口へ通り申様子ニ候ハ、先見合可申、尤県領海上ニ掛り候ハ、此方より手出不致、見合、時之様子ニしたかひ可相計、たとひ県領海たりといふ共、美々津・細嶋ヨリハ先船を出し、見合、下知を可相待事、一④唐船此洋中迄致漂流、長崎ニ帰事不得、此地方を頼心入ニ候ハ、湊致入船唐船、自分之働ハ致間敷事、雖然自由ニ出帆不仕様ニ可相計、湊口并唐船之廻り見合、番船召置、尤差図無之ニ、唐船へ日本人一向乗せ間敷事、一⑤支配人差図無之、唐人壱人も陸へ上ヶ申へからず、勿論唐人へ出合一向停止、唐人ニ相互ニ商買（壳）堅く制禁之事、一⑥美々津ヨリ乗出候船数之上乗石井与三右衛門・西村藤八、外ニ美々津御ふち人、又地下人之内、頭立候者差出候、船数相応乗せ出可申事、一⑦美々津番頭細嶋へ早速罷越候ニ、美々津御扶持人地下人頭立候者之内、10人程も召列（連）參、細嶋ヨリ乗出候船之上乗可申付事、一⑧美々津ヨリ細嶋へ差越候人数賄之義ハ、於彼地無障様ニ手配可在之候、高鍋ヨリ差越候人数も賄ハ同前之事、一⑨賄方細嶋ニ而為相談、美々津老名之内 1 人、其外心得之者兩人差添、人足等ハ〔川北庄屋〕善兵衛召列（連）參り、美々津老名致相談、賄方肝煎可申付事、一⑩細嶋ニ而此方人数逗留之程も相考、手代衆も相談之上、人数召置候小屋掛仕能首尾ニ候ハ、其時之吟味次第可致事、一⑪致用意費ニ不成義をも令詮議、美々津へ召置、可然諸色ハ無手支様調可召置事、一⑫高鍋ヨリ細嶋へ参人数、家老壱人物頭 2 人中小姓 5 人歩行 10 人足輕 50 人程之積之事、右存此旨、其外存寄相勤可申事、一⑬美々津湊近所ニ而、他所船自然破損之節ハ公儀御条目之通、無越度様入念相改可申候、此以前より致來候通ニ而候、浜辺へ寄荷物之改様、老名在番之足輕目付、其外御船手役之内、相応申付、紛失無之様稠敷申付、破損船之船頭ニ証文ヲ以相渡可申事、尤破損船之水主船頭猥りニ徘徊仕せ間敷事、其外定法在之候間、其旨相守可申事、一⑭清兵衛美々津番頭並津中都合被仰付候間、諸事御為能様ニ美々津役人ニ可申付事、一⑮〔美々津御代官〕石井与三右衛門・西村八左衛門勤方之条目見届存寄之義、差図可致事、一⑯浮蔵役勤方之条目、有同様之事、一⑰〔幸勝〕宇良源兵衛役義条目見届可申事、一⑱余瀬番人中へ相渡候条目見届可申事、余瀬番人之内、高山善右衛門ハ余瀬近辺目付并余瀬飯谷田代ケ原、此三ヶ所村竹山役ニ而候、此条目見届可申事、一⑲たふ時遠見番所無油断様ニ

可被申付候、関船其外見届替（変）たる船通候時ハ、其時々可致注進事、一②美々津御用ニ被召置候足輕6人、猥之義無之様ニ可致支配事、一③津口船出入改証文御目付より月末差出候、右之書付清兵衛見届、奉行中迄可差越事、（下略）

①元禄8年に幕命により、天領の細島に漂着した唐船について、高鍋藩が番人・番船を出し、長崎奉行所に送り届けるべきことが命じられている。唐船漂着の際には細島に乗り込み差配することになるが、細島の手代衆への気配りを注意している。美々津から細島に出す船が不足しているときは、細島船を借り上げるべきであること。美々津から細島に船を出し難い天候のときには、なおさらである。¹⁰⁾ また唐船漂着のことを高鍋に大至急注進すべきである。

②唐船が美々津・細島あたりの洋中で漂流しているときには、救助を求めるのか、どこかに移動するのかを、よく見極めるべきである。いずれにせよ美々津から船を数艘出して観察し、支配人からの命令を待つべきである。しかし、唐船が碇を入れるか、または湊にたより、^{ジカク}地方を頼る様子であれば、確認した上で、最寄りの湊に引き入れるべきである。③延岡藩の領海であっても、美々津・細島から番船を出して、唐船の様子を見張っておき、下知を待つべきである。

④漂流して長崎に返ることができず、当地に頼り、湊に入りたいのであれば、入港させる。ただし、自由に出帆させぬよう、湊口と唐船のまわりを見張り、番船をおくこと。命令無しに唐船に日本人が乗船しないようにする。

⑤支配人（家老）の指図無しに唐人を1人も上陸させてはならない。もちろん日本人との出会いは許さない。商売は堅く制禁のこと。

⑥美々津から乗り出す船には、美々津代官ほかに御扶持人・地下人の頭立つものを乗せよ。⑦番頭は早速細島にいき、美々津の御扶持人・地下人の頭立つもの10人を召し連れて、細島から乗り出す船を差配すべし。

⑧⑨細島での高鍋藩からの出張の者への賄方について。⑩細島の小屋掛のこと。

⑪省略

⑫高鍋から細島への出張人数は、家老1人・物頭2人・中小姓5人・歩行10人・足軽50人。

⑬密貿易を警戒のため、美々津近辺での他領の船の難破について、公儀御条目のとおり、落度なく入念に改めること。浜辺へ寄せる荷物の改めを厳重にし、紛失無きように、くわしく申しつける。破損船の船頭に証文を渡すべきである。そのほか、⑯に、^{タフトキ}櫛時遠見番所・番人を管理することなどの役目について書かれている。

高鍋藩北方隣接の天領細島に漂着した唐船についても、高鍋藩が責任を負っていた。のみならず、高鍋藩は延岡藩領漂流・漂着船についても番船を出して監視すべき義務を負っていた。つまり日向北部沿岸全域の海防を命じられていたわけである。

この翌年の元禄15年（1702）5月9日には、細島漂着唐船について、高鍋藩に対して再確認の命令が下っている。¹¹⁾ さらに享保18年（1733）6月28日には、美々津番代の任期が1年制に変わった。¹²⁾

小 結

はじめに述べた通り、小稿には18世紀初頭までの記録を掲載した。ここで、さしあたり、日向灘沿岸に漂流・漂着した唐船に対処する基本的な事柄について、未だ紹介していない史料の助けも借りて、一応の整理をしておきたい。

(1) 日向灘沿岸の北部については、細島は、もと延岡藩領であったけれど、元禄5（1692）年に天領となった。そこで幕府は、同8年（1695）に、近接する良港の美々津をもつ高鍋藩にたいし、細島に漂着の唐船の支配を命じた。また、延岡領に漂着の唐船については、もとより延岡藩が始末する義務を負っていた。けれど、美々津・細島からも船を出すてはずであり、高鍋藩にも責任があった。

一方、南部についても、日向南端の福島が高鍋藩領地であるため、福島の北の飫肥伊東藩と南の大隅・薩摩を領する島津藩とも隣藩となる。したがって、隣藩への漂着船についても、幕府・長崎奉行に報告しなければならないために、高鍋藩は実質的に日向灘一円の海防に日配りする責務を負っていたわけである。

そのような立場上、高鍋藩は海防への危機感を強くもったがために、安政4年（1857）に、藩校・明倫堂からアヘン戦争の顛末を記した『夷匪犯境聞見録』の木活字本を刊行したのである。

(2) 高鍋藩の家老の政務分担として、財政・宗旨などとならんで唐船についての責務が与えられていた。そのほかに、漂着唐船を支配する随時の役職として、唐船都合がおかれ、家老が任命されている。

南の福島と北の港町・美々津には、それぞれに福島には郡代、美々津には番代という地域行政の長官が置かれて、通常の行政を執り行っていた。ともに異国船・唐船の発見に当たっては、至急、高鍋に報告する義務があり、現地での指揮をとった。福島・美々津からの連絡を受けたら、高鍋から奉行・者頭等の1番手が出発し、続いて唐船都合役の家老が出立つ。福島郡代・美々津番代は家老の来着を待ち、その命令を受けることになっていた。

なお高鍋城下においては、町奉行が漂着船についても管轄したとみえる。その他の沿岸においては、遠見番所等からの情報が高鍋に届けられた。

(3) 平田浜漂着唐船記録と美々津番代への心得等をもとに、漂着唐船への具体的な処置をまとめると。漂着船を発見したら①至急高鍋に報告し、番船を出して監視する。②碇を入れるか救助を求めたら入港させる。と共に、③漂着船が逃亡しないように、また密貿易が行われないように警備・監視する。ここまでが、美々津番代・福島郡代の任務である。唐船都合の家老が指揮をとり、④船籍・漂着の経緯・乗組員情報・積荷等の漂着船情報を確認する。その情報を⑤長崎奉行に届け出て、指示を仰ぐ。かつまた⑥日田代官に報告し、⑦江戸の（留守居をとおして）老中に届け出。さらには、⑧漂着船・民を長崎に廻送する前、領内に保護している間は、その状況を隣藩に逐一報告する義務があった。

一方、隣藩に漂着船があったときには、①隣藩は漂着地の藩に対して隣家聞き合せの権利・義務があったので、速やかに漂着船情報を入手し、②直ちにその情報を長崎奉行に届け出る。17世紀には（1689・1699）、江戸の老中にも届け出る義務があった。さらには隣藩にも通知し

ている。③番船等の加勢の要請があれば応じると共に、④浮き荷物・死骸が領内沿岸に打ち上げられないかを見回る。このような堅密な情報交換を義務づけることによって、各藩が長崎奉行や隣藩の厳しい監視下におかれ、密貿易等の不正が行えない体制ができていたのである。

なお、漂着しない漂流船発見の場合にも、長崎奉行と隣藩に報告している。

- (4) 日向沿岸漂着唐船の回送路程については、長崎奉行から、豊後水道一下関経由で長崎に曳航するように命じられていた。左周りが原則である。ただし、元文6(1741)年鹿児島藩の支藩の佐土原藩漂着唐船、享和元(1801)年飫肥藩漂着唐船が薩摩廻しとなつたこと、不明ながらも陸路をとったとみえる享和3(1803)年2月福島漂着船の3つの例外がある。

註

- 1) 一連の藩史のもとになった記録が残存しているので、それらとの校合の必要があるけれども、今は野口先生ほかの努力に敬意を表し、刊本に基づいておく。
- 2) 『華夷変態』『通航一覧』等。抜け荷について、荒野泰典『近世日本と東アジア』第3章(東京大学出版会、1988年)参照。
- 3) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』(吉川弘文館、1990年)
- 4) なお本船については、中村賢氏前掲論文に『元禄二年万覚』(宮崎県立図書館所蔵)による懇切な紹介がある。
- 5) 『宮崎県史料』第6卷佐土原藩嶋津家日記(2)
- 6) 同上刊本に付される野口逸三郎氏の解題。
- 7) 永積洋子『唐船輸出入品数量一覧1637-1833』(創文社、1987)。本船の積荷についての分析は前掲中村論文に詳しい。
- 8) 「本藩実録」享保20年(1735)2月6日に、
 先年唐船平田浜破船之節、沈ミ有之、鉄鉛取揚之義、当町岩村吉左衛門・江戸浅草旅籠町
 高久善蔵願之通、相合取揚候様、町奉行大岡越前守殿ヨリ御留守居被召呼被仰付候
 とあり、「拾遺本藩実録」元文元年(1736)4月20日に、
 平田鉄鉛648丁、2735貫800目取揚
 とある。
- 9) 「本藩実録」元禄8年(1695)5月25日に、
 細嶋へ唐船参候節、支配此方様へ被仰付候、依之河野七郎兵衛定番トシテ、足軽10人召連、
 美々津へ被遣之、都合山田助之進被仰付
- 10) 『通航一覧』巻15に、延享4年(1747)に延岡領主の所替えのため、引き継を命じる書簡がある。その中に、天領細島に唐船漂着の時は、高鍋藩から番船・引船を出すことになっているけれど、東北風の時は高鍋領美々津からの渡海が困難である。その際は、延岡より番船・引船を差し出すことになっている。このことを牧野氏から新藩主の内藤氏に引き継ぐことになっている。したがって、延岡藩にも東北風の時には負担をおわせていたことが分かる。ただし、いつからのことかは不明である。
- 11) 「本藩実録」元禄15年(1702)5月9日細嶋へ唐船参候節、番船・引船等差出候様、萩(萩)
 原近江守殿ヨリ書付相渡ル
- 12) 「本藩実録」享保18年(1733)6月28日先年ヨリ美々津御番代永々相勤候得共、今年1年変り
 被仰出候

後記

小稿は、1996年6月29日に鹿児島大学で開催された文部省科学研究費重点研究「琉球の歴史情報研究」（岩崎宏之代表）の総括班・川勝班合同研究会での報告「日向漂着唐船について」を基にしている。なお、小稿を1996年7月27日に亡くなった野口逸三郎先生の靈前に捧げ、謹んでご冥福を祈りますとともに、先生に40歳代から南九州地域史にも取り組みますとの10余年前の約束を果たしつつあります事を、ご報告致します。

[1996年12月10日受理]